

26年夏季手当「3・3箇月」の申し入れを行う！

2月16日、国労東海本部は申第4号にて2026年夏季手当の支払いについて申し入れを行いました。職場での業務を支える社員の労苦に報いるためにも、国労要求満額獲得を目指し、納得感のある回答を求め職場から全員で奮闘しましょう。

国労東海申第4号

2026年2月16日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 丹羽 俊介 殿

国鉄労働組合東海本部
執行委員長 植田 誠



申 入 書

2026年夏季手当の支払いについて

国労東海本部は組合員の生活実態を基本に月例賃金の大幅な底上げをはじめとした「2026年4月1日以降の新賃金等について」を国労東海申第3号として申し入れているが、同時に2026年夏季手当についても組合員は賃金と位置付け、生活設計上重要であるとの認識を持っている。

今般の現状認識と生活安定・向上の必要性については国労申第3号により触れているが、国労「生活実態アンケート」において組合員は、期末手当を月例賃金で賄えない部分の補填に充て生活給としていることは言うまでもなく、今年も既に多くの分野で値上げが発表され、生活給の一部になることは確実である。

JR東海で働く社員は、高まる生産性を背景に日々の安全・安定輸送を支え続けてきている。社員・家族の生活を守る意味でもこれ以上の期末手当の低額回答は許されない。

よって、2026年夏季手当について以下の申し入れを行なうので団体交渉を開催し解決を図られたい。

記

1. 支払い額は、2026年6月1日現在における「基準内賃金3.3ヶ月分」を支払うこと。
2. 支払いにあたっての成績率の査定は、厳格・公正・公平に行うこと。
3. 支払いは、2026年6月30日までとすること。
4. 回答は、3月19日までに行うこと。

以 上

国 労 東 海 か べ 新 聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：教宣部長